
■ 法人名 : 新日本監査法人
■ 部 署 : 監査3部
■ 役 職 : 社員
■ 名 前 : 石田健一

■ コメント :
16項(4)②について

約款等で定型的に金額と取引条件が決まっており、他者と全く同条件で行われる取引については、当該他の会社等との間で行われていたとしても、子会社に該当しないという判断を否定するものではないということを明記しておくほうがよいと思います。「ほとんどない」という表現では量的な基準だけと読み取れますが、質的な面でも配慮がなされるべきものと考えます。
